

令和7年6月1日現在

社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション

「障がい福祉サービス」重要事項説明書

当事業所は下記の事業所指定を受けています

事業名	指定	指定事業者番号
居宅介護支援事業所	福岡県	4010600098
重度訪問介護事業所	福岡県	4010600098
同行援護事業所	福岡県	4010600098
地域支援事業 移動支援	宗像市	4060600097
	福津市	4010600098
	岡垣町	4060600097

※当事業所は、ご契約者様に対して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく上記の事業者サービスを提供します。

※この説明書では、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約遂行上ご注意していただきたいこと等について次のとおりご説明します。

※このサービスの利用は、原則として「障害者手帳」と「障害福祉サービス受給者証」により、サービス提供の必要性が認定された方が対象となります。

社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション

障がい福祉サービス重要事項説明書

I 事業者の概要

(1) 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション
所在地	福岡県宗像市久原180番地
連絡先	電話 0940-37-1322 FAX 0940-37-1338
代表者名	会長 吉田 善仁（よしだ よしひと）
管理者	山田 由美子（やまだ ゆみこ）
サービス提供者責任者	山田 由美子（やまだ ゆみこ/管理者兼務） 福本 直美（ふくもと なおみ） 御供 理恵子（みとも りえこ） 中村 ひろ美（なかむら ひろみ） 豊福 咲子（とよふく さきこ/大島地区専任）

(2) 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会
所在地	福岡県宗像市久原180番地
連絡先	電話 0940-37-1300 FAX 0940-37-1393
代表者名	会長 吉田 善仁（よしだ よしひと）

(3) 事業所の概要

事業の種類	☐ 居宅介護事業（身体介護・家事援助） ☐ 重度訪問介護事業 ☐ 同行援護事業 ☐ 地域支援事業（移動支援事業）		
事業所指定番号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護		4010600098
	地域支援事業	宗像市・岡垣町	4060600097
	（移動支援事業）	福津市	4010600098
事業の目的	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して身体及び環境に応じて必要な障がい福祉サービスを適切に提供する。		

事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護（指定予防訪問介護） 事業所指定番号：４０７３３０００４０
事業実施地域	宗像市・福津市 ※同行援護については宗像市のみ ※移動支援事業については宗像市・福津市・岡垣町
主たる対象者	【居宅介護】身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者 【重度訪問介護】身体障がい者 【同行援護】身体障がい者、障がい児

（３）営業時間等

営 業 日	月曜日から土曜日
営 業 時 間	午前８時３０分から午後５時まで ※サービス提供時間 午前７時から午後１０時まで。ただし、特別な場合は、２４時間対応します。
営 業 し な い 日	日曜日、祝日、１２月２９日から１月３日

（４）職員体制等

職 種	定数	職 務 の 内 容
管 理 者	１名	業務の統括
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	３名以上	利用の申込に係わる調整、従業者に対する業務指導、個別支援計画の作成 ※同行援護のサービス提供責任者は１名以上
ホームヘルパー（従業者）	１１名以上	サービスの提供にあたる ①身体介護 ②家事援助 ③ガイド（通院等介助・移動支援） ④重度訪問介護 ⑤同行援護 ※同行援護の従業者は５名以上
合 計	１５名以上	※管理者はサービス提供責任者と兼務 ※同行援護の合計は６名以上

２ 当事業所が提供するサービスと利用料金ならびに加算

（１）「個別支援計画」とサービス内容

- 当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定めて、サービスを提供します。「個別支援計画」は、市町村が決定した居宅介護事業等の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

【サービス区分及びサービス内容】

①居宅介護事業	
【身体介護】 居宅に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします	■入浴介助・清拭・洗髪：入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。 ■排せつ介助：排せつの介助、おむつ交換を行います。 ■食事介助：食事の介助を行います。 ■衣服の着脱の介助：衣服の着脱の介助を行います。 ■通院等介助：通院等の介助を行います。 ■その他必要な身体介護を行いません。 ※医療行為はできません。
【家事援助】 居宅に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います	■調理：利用者の食事の用意を行います。 ■洗濯：利用者の衣類等の洗濯を行います。 ■掃除：利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 ■買い物：利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。 ■その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。 ※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。 （預貯金通帳・カードはお預かりできません。） ※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
②重度訪問介護	
身体介護や家事援助、移動介護などを支援します	■身体介護、家事援助等を行います。具体的な内容は、居宅介護事業の身体介護・家事援助と同様です。移動介護については、買物、通院等の外出支援をします。 ※脳性まひなどの全身性障がいがある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。
③同行援護	
視覚障がいがある方の外出時における移動にかかわる支援をします	■移動中や外出先で必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ■移動時や外出先での必要な移動の援護（危険回避や安全誘導など） ■排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
④地域支援事業（移動支援）	
社会参加にかかわる外出を支援します	※市（町）から支給決定を受けた人
⑤その他	
	※その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

（２）利用者負担額

- 上記サービスにかかる利用料金に対しては、別表の利用料金表の９割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の１割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

■２人の従業者（以下ホームヘルパーとする）により訪問を行った場合

１人のホームヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと２人のホームヘルパーでサービスを提供した場合は、２倍の利用者負担額をいただきます。

■利用者負担額の上限等について

介護給付費対象のサービス利用者負担額は、上限が定められています。そのため、複数の移動サービス又は複数のサービス事業所のご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業者が代理受領を行った介護給付費は、利用者へに通知します。

■取消料（キャンセル料）について

利用予定日直前の営業日・時間内に利用中止（取り消し）のご連絡がなく、当日になって利用者の都合によりサービスを取消（キャンセル）する場合は、取消料として下記料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等の緊急やむを得ない理由がある場合には、この限りではありません。

- 利用予定日直前の営業日・時間内に利用取消のご連絡があった場合

→ 無 料

- 利用予定日直前の営業日・時間内に利用取消のご連絡がなかった場合

→ １回につき 1,200 円

（３）サービス提供に要する実費負担額（介護給付費の対象とならない負担額）

- サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費の対象ではありませんので、実費をいただきます。外出に伴う支援においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費や入場料、利用料等が必要な場合は、サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。

（４）加算について

- 主な加算の項目、割合、条件は次のとおりです。

項 目	加算割合（月額）	備 考
新・特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の 10%	体制要件、人材要件のいずれかに適合した場合
初回加算	所定単位数の 200 単位	新規に個別支援計画を作成した場合に加算
新・処遇改善加算Ⅱ	40.2%	１ヶ月の利用料に加算します。

(5) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（口座引き落とし）

- 毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、25日に利用者様の登録されました郵便局口座から自動引き落としとなります。残金不足等で引き落としができなかった場合には、翌月5日に再度引き落としします。
- 25日及び翌月5日が郵便局の営業日以外の場合は、その直後の営業日に引き落としを行うものとします。
- 郵便局口座をお持ちでない場合は、他金融機関口座から引き落としも可能です。この場合は、26日が引き落とし日となり、残高不足等の場合は翌月26日に2ヶ月分の引き落としとなります。

(6) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、個別支援計画で定めたサービスの利用を中止（キャンセル）、または変更することができます。この場合は利用予定日直前の営業日・時間内に事業者へ連絡してください。また、市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を事業者から利用者に提示いたします。
- 利用予定日直前の営業日・時間内に利用中止（キャンセル）のご連絡がなく、当日になって利用者の都合によりサービスを中止（キャンセル）する場合は、キャンセル料として下記料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料はいただきません。

利用予定日直前の営業日・時間内に利用取り消しのご連絡があった場合	無 料
利用予定日直前の営業日・時間内に利用取り消しのご連絡がなかった場合	1回につき1,200円

3 サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- サービスは、「個別支援計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、ホームヘルパーが事業所に連絡する場合には電話を使用させていただきます。

ます。

(3) サービス内容の変更

- 訪問時に、利用者の体調等の理由で「個別支援計画」に予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更をします。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

- 「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

- ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行えません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤飲酒・喫煙及び飲食（外出先において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦その他、利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

(6) ハラスメントの禁止について

- 社会福祉法人宗像市社会福祉協議会ハラスメント防止規程第7条に定める利用者等によるハラスメント行為（下記参照）があった場合は、宗像市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション障がい福祉サービス利用契約書第13条の規定により、この契約を解約する場合があります。

社会福祉法人宗像市社会福祉協議会ハラスメント防止規程

第7条第1項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 物を投げる、叩く、蹴る、唾を吐く等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為(2) 大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為(3) 意に添わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為(4) その他前各号に準じる相手方からの不快感を受ける言動（インターネット、SNS上でのものを含む。） |
|--|

4 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

■本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、「個別支援計画」及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

■本事業所では、関係法令及び宗像市社会福祉協議会守秘義務規程に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

5 第三者評価の実施状況

実施状況	未実施
------	-----

6 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、県や市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています】

保 険 名	： 「社協の保険」
団体契約者	： 社会福祉法人全国社会福祉協議会
取扱代理店	： 株式会社福祉保険サービス
補償の概要	： ホームヘルプサービス活動中の補償

7 緊急時の対応方法

■サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、救急車の要請や主治医、ご家族などへの連絡をします。

主 治 医	氏 名	
	病院名	
	住 所	
	電 話	

続柄 【 】	氏名	
	電話	自宅： /勤務先等：
	住所	

続柄 【 】	氏名	
	電話	自宅： / 勤務先等：
	住所	

■本事業所は、社会福祉法第82条の規定等により、ご利用者やご家族からの苦情や権利侵害行為（虐待）に関する相談へ適切に対応し、利用サービスの向上と適正な運営を図るため、苦情解決責任者、苦情受付担当者および権利侵害行為（虐待）解決責任者を下記のとおり設置し、苦情や権利侵害行為（虐待）等の解決に努めていますのでお知らせいたします。

①相談窓口担当者等に苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認します。

③検討の結果等を踏まえて、3日以内に具体的な対応をします（利用者へ謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）。

①サービス内容に関する苦情の受付先

9

■本事業所のサービスに関する苦情等については、下記の機関等でも相談できます。	
宗像市 福祉政策課	所在地 宗像市東郷1丁目1番1号 電話番号 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856
宗像市障害者生活支援センター	所在地 宗像市東郷1丁目1番1号 電話番号 0940-34-2411 FAX 0940-34-2422
福津市 福祉課	所在地 福津市市中央1丁目1番1号 電話番号 0940-43-8189
岡垣町 福祉課	所在地 遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号 電話番号 093-282-1211 (代表)
福岡県運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町3-1-7-7 電話番号 092-915-3511 受付時間 9時～17時00分 毎週月曜～金曜日 ※月曜、年末年始を除く
第3者委員	氏名 水上 勝則 電話番号 0940-36-6465 氏名 黒木 藤子 電話番号 090-5731-9779
②権利侵害行為（虐待）等に関する相談の受付先	
社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	所在地 宗像市久原180番地 電話番号 0940-37-1322 FAX 0940-37-1338 解決責任者：荻野 誠 (宗像市社会福祉協議会居宅介護課長) 受付担当者：山田 由美子 (ホームヘルパーステーション管理者)

■本事業所のサービスに関する権利侵害行為（虐待）等については、下記の機関等でも相談できます。

宗像市 福祉政策課	所在地 宗像市東郷1丁目1番1号 電話番号 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856
宗像市障害者虐待防止センター (宗像市障害者虐待防止センター)	所在地 宗像市東郷1丁目1番1号 電話番号 0940-34-2411 FAX 0940-34-2422
福津市 福祉課	所在地 福津市中央1丁目1番1号 電話番号 0940-43-8189
岡垣町 福祉課	所在地 遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号 電話番号 093-282-1211 (代表)

令和 年 月 日

障がい福祉サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明と関係書類の交付を行いました。

<事業者>

住 所：福岡県宗像市久原 180 番地

(大島営業所) 福岡県宗像市大島 1809 番地 32 大島福祉センター内

事業者名：社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション

(指定番号：4073300040)

代表者氏名：社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会

会 長 吉 田 善 仁

説明者	所 属	社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション
	氏 名	

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明と関係書類の交付を受け、事業者による障がい者福祉サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	

署名代行者	代 行 事 由	
	住 所	
	氏 名	続柄【 】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行しました。

障がい福祉サービス利用料金表

居宅介護			
サービス内容	料 金	サービス内容	料 金
身体介護（30 分未満）	2,560 円	家事援助（30 分未満）	1,060 円
〃（1 時間未満）	4,040 円	〃（30～45 分未満）	1,530 円
〃（1 時間 30 分未満）	5,870 円	〃（45～60 分未満）	1,970 円
〃（2 時間未満）	6,690 円	〃（60～75 分未満）	2,390 円
〃（2 時間 30 分未満）	7,540 円	〃（75 分～90 分未満）	2,750 円
〃（3 時間未満）	8,370 円	〃（90 分以上） ※15 分増すごとに	3,110 円
〃（3 時間以上） ※30 分増すごとに	9,210 円 +830 円		+350 円

重度訪問介護Ⅲ	
サービス内容	料 金
重度訪問介護Ⅲ（1 時間未満）	1,860 円
〃（1 時間～1 時間 30 分未満）	2,770 円
〃（1 時間 30 分～2 時間未満）	3,690 円
〃（2 時間～2 時間 30 分未満）	4,610 円
〃（2 時間 30 分～3 時間未満）	5,530 円
〃（3 時間～3 時間 30 分未満）	6,440 円
〃（3 時間 30 分～4 時間未満）	7,360 円
〃（4 時間～8 時間未満） ※30 分増すごとに	8,210 円 +850 円

同行援護	
サービス内容	料 金
同行援護（30 分未満）	1,910 円
〃（30 分～1 時間未満）	3,020 円
〃（1 時間～1 時間 30 分未満）	4,360 円
〃（1 時間 30 分～2 時間未満）	5,010 円
〃（2 時間～2 時間 30 分未満）	5,660 円
〃（2 時間 30 分～3 時間未満）	6,320 円
〃（3 時間以上） ※30 分増すごとに	6,970 円 +660 円

【注意】

- ① 1 ヶ月分の利用料金に福祉・介護処遇改善加算Ⅱが加算されます。（5 ページ参照）
 - ② 早朝（午前 6 時から 8 時）、夜間（午後 6 時から 10 時）の時間帯に訪問介護を行なう場合は、上記料金の 25%を加算します。
 - ③ 利用者の負担料金は、原則として利用料金の 10%となります。ただし、介護給付費支給決定がない場合や支給の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、この限りでないものとします。
 - ④ この料金表は、国が定める指定居宅サービス介護給付費単位数表の定めるものです。従って、上記に標記のない事項については、これに準じるものとします。
 - ⑤ 利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。なお、本事業所が営業していない日は利用者がサービス中止の連絡ができないので、キャンセル料は免除します。
- 利用日の前日 17 時までに
- ① 連絡があった場合→無料
 - ② 連絡がなかった場合→1 回につき 1,200 円

地域生活支援		
時 間	料 金	
	身体介護 あり	身体介護 なし
30 分未満	2,560 円	1,060 円
30 分～1 時間未満	4,040 円	1,970 円
1 時間～1 時間 30 分未満	5,870 円	2,750 円
1 時間 30 分～2 時間未満	6,690 円	3,450 円
2 時間～2 時間 30 分未満	7,540 円	4,140 円
2 時間 30 分～3 時間未満	8,370 円	4,830 円
3 時間～3 時間 30 分未満	9,210 円	5,520 円
3 時間 30 分～4 時間未満	10,040 円	6,210 円
4 時間～4 時間 30 分未満	10,870 円	6,900 円
4 時間 30 分～5 時間未満	11,700 円	7,590 円
5 時間～5 時間 30 分未満	12,530 円	8,280 円
5 時間 30 分～6 時間未満	13,360 円	8,970 円
6 時間～6 時間 30 分未満	14,190 円	9,660 円
6 時間 30 分～7 時間未満	15,020 円	10,350 円
7 時間～7 時間 30 分未満	15,850 円	11,040 円
7 時間 30 分～8 時間未満	16,680 円	11,730 円
8 時間～8 時間 30 分未満	17,510 円	12,420 円
8 時間 30 分～9 時間未満	18,340 円	13,110 円
9 時間 30 分～ ※30 分増すごとに	19,170 円 830 円	13,800 円 690 円

本会の個人情報保護に関する基本方針

本会は日頃より、より良い介護・福祉サービスの提供を目標として介護・福祉業務を営んでおります。利用者と確かな信頼関係を築き上げ、安心して介護・福祉サービスを受けて頂くために、個人情報の安全な管理と保護を最も重要なものの一つとして考えています。

したがって本会では、下記の基本方針に基づき、個人情報保護に厳重な注意を払っています。

- 1 本会では、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこと及び関係法令、「介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守します。また利用者から収集した個人情報は、ガイドライン等で予め利用が認められるもの以外は、必要最小限の範囲に特定して利用させていただくことがあります。
- 2 本会では、利用者の個人情報を適正に取り扱うために、責任者（個人情報保護管理者）を置き、従業員教育を行なっています。
- 3 本会では介護・福祉業務及び施設の運営管理に必要な範囲においてのみ、利用者の個人情報を適法、かつ公正で必要最低限にとどめ収集します。
- 4 本会では、個人情報への不正アクセス、及び個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩を防止し、安全対策として組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じていきます。
- 5 本会では利用者の個人情報について利用者が開示を求めた場合には、遅滞なく内容を確認し、関係法令に従って対応します。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も調査のうえ適切に対応します。
- 6 上記の基本方針に関するお問い合わせは、下記相談窓口までお申し出ください。

個人情報相談窓口	電話 0940（37）1322
事業者（担当者）名	社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション ■相談窓口担当者：森 真一（宗像市社会福祉協議会居宅介護課長）

個人情報保護利用目的の特定

本会では、利用者の個人情報については下記の目的のみに利用し、その取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。

なお、特にお申し出がない場合は、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

1 本事業所内部での利用

- 利用者に提供する介護サービス
- 当所におけるサービス提供担当者会議
- 利用者負担金請求・事務等

2 第三者への情報提供

- 他事業所等との連携、照会への回答
- その他の業務委託
- 家族等への心身の状況説明

3 介護・福祉事務等

- 保険事務の委託
- 審査支払い機関へのレセプトの提出
- 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

4 上記以外の利用目的（管理運営業務のうち）

- 介護・福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 介護・福祉施設等において行われる学生の実習への協力

個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

（１）使用する目的

事業所が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に関する法令に従い、私の居宅介護等計画に基づき、居宅介護・重度訪問介護・同行援護から必要なサービス等を円滑に実施するために、関係機関との担当者会議等において必要な場合

（２）使用にあたっての条件

①情報の提供は、（１）に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

（３）個人情報の内容（例示）

■居宅介護計画書、活動実績記録表、利用者名簿等

■その他の情報

（４）使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間。

以 上

令和 年 月 日

<利用者> 私は上記の内容に同意致します。

住 所 _____

氏 名 _____

<家 族> 私は上記の内容に同意致します。

住 所 _____

氏 名 _____ 続柄（ ）

<署名代行者> 私は利用者本人および家族の意思を確認しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 続柄（ ）

事業所名 社会福祉法人宗像市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション

住 所 福岡県宗像市久原１８０番地

代表者 会 長 吉 田 善 仁